

## 国土利用計画法川崎市事務処理要領

(平成12年3月30日付け11川財土第773号局長専決)

(目的)

第1 この要領は、川崎市における国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)に規定する事務処理について必要な事項を定め、法の円滑な施行を図ることを目的とする。

(届出を要する範囲等)

第2 法第23条第1項又は第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出については、下記により処理する。

### 1 土地売買等の契約の範囲について

(1) 法第23条第1項又は第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定により届出を必要とする土地売買等の契約は、次のアからウまでのすべての要件を満たすこと。

ア 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定であること。この場合において「これらの権利の取得を目的とする権利」とは、土地に関する所有権、地上権又は賃借権の移転又は設定を要求しうるべき民法上の予約完結権、買戻権等を意味する。

イ 上記アの権利の移転又は設定が対価の授受を伴うものであること。この場合における対価は、必ずしも金銭に限らず、一般的に金銭に換算しうる経済的価値を広く包括するものである。

ウ 上記アの権利の移転又は設定が契約により行われるものであること。

(届出に係る事務処理)

第3 法第23条第1項又は第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出については、下記により処理する。

#### 1 届出書の記載事項及び記載要領について

(1) 届出書の記載については、事前届出については国土利用計画法施行規則(昭和49年総理府令第72号。以下「規則」という。)第4条(規則第19条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項を、事後届出については規則第19条の3に掲げる事項を記載すべきものであり、その記載要領は、規則別記様式第3の2又は別紙1「事後届出標準様式」(エクセルファイル)の備考欄に記載されているところによる。

事後届出に係る届出書については、別紙1「事後届出標準様式」(エクセルファイル)を使用し、記載要領の詳細については、別紙2「土地売買等届出書記載要領」を参考とされたい。

(2) 法第23条第1項第5号に規定する「土地の利用目的」は、当該契約に係る土地の利用について、用途、規模等をもって判断するが、この場合の用途は建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する用途別表に記載されている程度の詳細性を求めるものではない。

#### 2 添付図書について

規則第20条又は第20条の3に定める添付図書については、届出書の正本及び副本一部につきそれぞれ一部添付すべきものであるが、その取り扱いについては、下記による。

(1) 規則第20条第2項又は第20条の3第2項の規定により添付すべ

き規則第5条第2項第2号から第5号までに掲げる書類は、それぞれ下記により処理する。

ア 第2号の「土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図」とは、国土地理院発行の縮尺50,000分の1の地形図に、届出に係る土地及びそれと併せて同一の利用目的に供される土地の全体の位置を示したものの。

イ 第3号の「土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面」とは、国土地理院発行の縮尺2,500分の1の国土基本図又は国土基本図が存しない場合にはこれに代りうる適宜の図面に、届出に係る土地及びそれと併せて同一の利用目的に供される全体の土地とその付近の土地利用等の状況を示したものの。

ウ 第4号の「土地の形状を明らかにした図面」とは、届出に係る土地が三角地であるか不整形地であるか等の土地の形状を明らかにする見取図を適宜の方法により作成したものの。

エ 第5号の「土地の面積の実測の方法を示した図書」とは、届出に係る土地について実測が行われている場合において、実測求積図等その実測の根拠を適宜の方法により明らかにした書面。

3 届出書が提出されたときは、下記により処理する。

(1) 事後届出の場合においては、届出は原則としてオンライン手続かわさきによることとし、届出の事前審査の後に本届出を行うものとする。なお、届出期限が契約締結後2週間以内と限定されていることから、事前審査については、その審査時間を考慮し、時間の余裕を持って届出させること。具体的な処理方法は以下のと

おりとする。

ア オンライン手続かわさきにより届出の事前審査が提出されたときは、遅滞なく、別紙1の記載要領に従いその記載事項等について審査する。

イ 届出書類に不備又は修正を要する事項がある場合は、届出者に対し、当該事項について補正を求める。なお、届出書類に不備等がない場合は、届出者に対し、本届出に進むよう案内する。

ウ オンライン手続かわさきにより本届出が提出されたときは、事前審査同様、遅滞なく、その記載事項等について審査し、受付簿に所要の事項を記載するとともに、「受付日」及び「受理番号」を付して受理するものとする。

(2) 受理すべき届出書とは、事後届出については法令に定められた必要な事項が、事前届出については法令に定められた様式に従い必要な事項がすべて記載されており、法令上添付すべき図書がすべて添付されているものをいうものであり、受理すべき適法な届出書が提出された場合には、受理日は当該届出書を受付けた日である。したがって、当該届出書を受付けた日と受理のための審査を了し当該届出書を受理すべきものと認めた日又は受理書を発行した日とが異なる場合においても受理日は当該受け日である。

(3) 事後届出の場合においては、届出期限が契約締結後2週間以内と限定されていることから、届出書に重大な支障がない限り受理するものとし、受理後適宜補正を求めることにより対応する。

(4) 届出書の正本及び添付図書により、事後届出にあつては、その届出に係る土地の利用目的、注視区域に係る届出にあつては、そ

の届出に係る価額、土地の利用目的及び監視区域に所在する土地についての土地に関する権利の移転の届出にあつては、その届出に係る事項が法第27条の8第1項第2号に該当するかどうかについて検討する。

なお、事前届出に係る届出書を受理したときは、その事案が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる場合に該当するか否かを審査し、同法による手続等と所要の調整を図る。

(5) 届出書(事後届出に係るものを含む。)を受理したときは、その事案が農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項の許可の見通し等に関する意見が提出された場合には、届出書の写しを農業委員会に送付するとともに、農業委員会の求めに応じ、添付図書を閲覧させる等の措置を講ずる。なお、この場合において、届出に係る事案が上記の許可を要するものであるか否かについて疑義があるときには、農業委員会に照会する等の措置を講ずる。

(一団の土地)

第4 法第23条第2項かっこ書又は第27条の4第2項かっこ書(第27条の7において準用する場合を含む。)の規定により届出を要することとなる一団の土地の認定等については、下記により処理する。

この場合において、法第23条第2項かっこ書の規定により事後届出を要することとなる一団の土地の認定等については、事後届出の対象となるのが、権利取得者が土地に関する権利の移転又は設定を受けるとなる場合(いわゆる「買いの一団」)に限られる。

1 届出を要することとなる一団の土地とは、土地利用上現に一体の

土地を構成しており、又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地で、かつ、当事者の一方又は双方（事後届出の場合は、権利取得者）が、一連の計画のもとに、土地に関する権利の移転又は設定を受け、又は行うその土地が法所定の面積以上であるものをいうと解されるが、その運用に当たっては、下記の点に留意する。

- (1) 一団の土地として一団性を認定し得るのは、原則として、当事者の一方又は双方（事後届出の場合は、権利取得者）が同一主体である場合において、その者が土地に関する権利の移転又は設定を受け、又は行うこととなる下記の(2)及び(3)の要件に該当する土地をいう。
- (2) 一団の土地の認定は、土地に関する権利の移転又は設定を受け、又は行うこととなる土地が、相互に接続するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有する場合について行う。なお、この場合において、相当規模の開発用地の取得の場合等において、その取得予定に係る土地の現状が、通常の工事方法等により土地利用上一体としての利用に供することが可能と認められるものである限り、道路、小河川等により分断されている場合であっても物理的な一体性を認定し得るものであるので、特に留意する。
- (3) 一団の土地の認定は、2以上の土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結される場合について行う。

この場合において、2以上の土地売買等の契約が計画的な一貫性をもって行われているか否かは、用地取得等に係る交渉の相手方の範囲及びその土地の規模等から、社会通念に従い、適宜判断

する。

- (4) なお、一団の土地として届出を要するのは、法所定の面積(監視区域が指定された場合には、規則に規定された面積)以上の土地について、土地に関する権利の移転又は設定が土地売買等の契約により行われたものに限られる。

(事前確認)

第5 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号。以下「令」という。)第17条の2第1項第3号から第5号まで及び規則第21条第1項の規定によるいわゆる事前確認については、下記により処理する。

- 1 確認申請に係る事案が、その立地状況、工事の進捗状況等からみて、令第17条の2第1項第3号から第5号までに該当する住宅地等と認められない場合には、確認を行わないこととし、改めて届出によるべきこと等の指導を行うものとするが、その運用に当たっては、下記の点に留意する。

(1) その土地の利用又は開発について、法律又は条例等による審査等を未だ経ていない場合には、令第17条の2第1項第3号から第5号までに該当しないものであり、届出によるべきものとして処理して差し支えない。

(2) 上記(1)の場合について、その利用又は開発等に着工した段階において法律又は条例等による審査等を要しないものであった場合については、適宜確認を行う。

(3) 別荘地等の分譲について、特段の造成工事等を行わず森林等の現状のままその分譲を行う場合にあっては、令第17条の2第1項第3号中「造成された宅地である土地」に該当しないものであ

り、確認の対象とすべきものでない。

- (4) 要綱等に基づき自然環境の保全等の観点から別荘等の開発の規制を行っている場合において、その要綱等による審査等を未だ経ていない事案については、一般的に令第17条の2第1項第3号から第5号までに該当する住宅地等と認定し得ない場合が多いと考えられるので、個別の状況等を考慮のうえ、適宜、届出によるべきものとして処理して差し支えない。
- (5) 令第17条の2第1項第3号又は第4号に関しては、住宅地等で申請人により区画形質の変更等の事業が行われていない事案については、法第27条の8第1項第2号に該当するかどうかの審査を行う必要がある場合もあると考えられるので、適宜届出によるべきものとして処理して差し支えない。また、令第17条の2第1項第5号に関しては、当該土地に関する権利の移転又は設定が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合として規則第21条の3で定める場合に該当する事案は、事前確認の対象となるものではなく、事前届出を要する。
- (6) 事前確認制度においては、区画又は共有持分に係る土地ごとに土地に関する権利の移転又は設定を行うものである限り、結果的に同一人に複数区画又は共有持分が譲渡されることとなる場合が必ずしも否定されるわけではない。したがって、令第17条の2第1項第3号又は第4号に該当する住宅地等に係る確認については、区画ごとの対価として予定されている価額が適正である限り、いわゆる業者間分譲を行うこととなる事案に係るものであっても事前確認の対象となり得る。

2 監視区域においては、届出対象面積が引き下げられており、従来は届出を要しなかった小規模な宅地分譲等についても届出の必要が生じているが、これらについては、以下の基準に従い、適宜事前確認を認めて差し支えない。

(1) 分譲区画、分譲戸数は、2区画又は2戸以上であること。

(2) 中古物件については事前確認制度の適用は認められないこと。

(大規模取引等に係る事前指導)

第6 大規模取引等に係る事前指導については、下記により処理する。

1 事前指導に当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法、森林法(昭和26年法律第249号)等の諸法律に基づく規制等とできる限り相互に調整することが望ましいものであるため、関連部局との連絡・調整を緊密に行い、事前指導の趣旨が十分に生かされるよう配慮する。

2 事後届出制のもとでは、事前指導における指導基準については、土地の利用目的に係る勧告又は助言の基準の枠内で行うべきものであり、法による指導として価格に係る指導を行うことはできない。

(勧告等の措置)

第7 法第24条第1項、第27条の5第1項及び第27条の8第1項の規定による勧告等については、下記により行う。

1 法第24条第1項の規定の運用に当たっては、下記の事項を考慮のうえ、届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべき旨の勧告を国土交通省が指定する様式により行うものとする。

(1) 届出に係る土地の利用目的が、法第24条第1項に該当すると認められる場合には、所要の講ずべき措置を示して勧告を行う。

(2) 届出に係る土地の利用目的に従った土地利用の実現のための行為が、都市計画法、建築基準法等に基づく申請、届出等を要する場合については、都市計画への適合性、都市計画法上の開発許可要件の該当性を理由として勧告を行わない。

なお、このことは、他の法令、条例等の根拠に基づく勧告が行われることを妨げるものではない。

2 法第27条の5第3項(法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による不勧告通知については、下記の事項を参考のうえ、国土交通省が指定する様式により行うものとする。

(1) 不勧告通知を行うに当たっては、両当事者に対して行う。

(2) 不勧告通知を行う場合には、届出後6週間を経過する日までの間であっても、契約を締結して差し支えない旨及び届出に係る土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許可の申請等をしなければならない場合がある旨を不勧告通知書に附記しておく。

(3) 不勧告通知書には、当該不勧告通知に係る届出書の写しを添付し、それらが複数紙面となる場合には、割印を押印する等の措置を講ずる。

3 事後届出に係る事項が法第24条第1項に該当しないことが明らかになった場合に、申請者の便宜に供するため、同条第1項の規定による勧告をしない旨の通知を行うことは差し支えない。

(助言)

第8 法第27条の2の規定の運用に当たっては、下記の事項を考慮のうえ、届出に係る土地の利用目的について必要な助言を行う。

1 法第23条第1項に基づく届出に係る土地の利用目的が、土地利用に関する計画に適合しない場合又は道路、水道その他の公共施設若

しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、若しくは周辺の自然環境の保全上、明らかに不適當なものである場合には、必要な助言を積極的に行うことが適當である。ただし、勧告を行う場合はこの限りでない。

2 助言を行うに当たっては、上記によるほか、当該土地の利用目的に係る諸法律の運用との間にできる限りその調整を図っておくことが適當であることから、関連部局との連絡・調整体制の確立を図る。

3 都市計画に適合している利用目的について、都市計画の観点から法第27条の2に規定する助言を行うものではない。なお、このことは、他の法令、条例等の根拠に基づく助言が行われることを妨げるものではない。

4 助言を行うに当たっては、川崎市行政手続条例（平成7年10月9日条例第37号）の範囲内で行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年2月23日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

事後届出標準様式

土地売買等届出書

殿

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地売買等の契約を締結したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

届出年月日	
市町村名	
区分	所・地・賃・信・他 単・団
受付日・受理番号	
処理日・処理番号	

1. 契約内容に関する事項

契約年月日	契約の種類	<input type="checkbox"/> 所有権 ( <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 信託受益権 <input type="checkbox"/> その他 [ ] ) の <input type="checkbox"/> 移転 ( <input type="checkbox"/> 設定 )	
届出人である権利取得者(譲受人)		契約の相手方(譲渡人)	
氏名(法人名)※1 共有者 外 名	国籍等※2	氏名(法人名)※1 共有者 外 名	
区分 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人(会社法人等番号※3) (法人の場合の代表者名)	代表者の国籍等	区分 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 (法人の場合の代表者名)	
譲受人住所※5 〒	<input type="checkbox"/> 永住者又は特別永住者 ※4	譲渡人住所※5 〒	
電話番号		※1 法人の場合は、法人名を記載	
法人 役員国籍等※6 <input type="checkbox"/> 非該当 議決権保有者の国籍等※7 <input type="checkbox"/> 非該当	業種 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	※2 法人の場合は、その設立に当たって準拠した法令を制定した国や地域を記載	※3 会社法人等番号を有する法人の場合は、会社・法人の登記簿に記載される12桁の数字を記載
担当部署、担当者名等(法人、代理又は仲介の場合のみ記載)		※4 個人又は法人の代表者が日本国籍以外で永住権を有する場合	※5 住所が海外の場合は国内の連絡先を別紙で提出
電話番号		※6 同一の国籍等を有する者が役員(持分会社の場合は業務を執行する社員)の過半数を占める場合、当該国籍等を記載(該当しない場合は非該当をチェック)	※7 同一の国籍等を有する者が議決権の過半数を占める場合、当該国籍等を記載(該当しない場合は非該当をチェック)
メールアドレス			

2. 土地に関する事項

所在(市町村名、字及び地番等) 上段:登記簿、下段:住居表示	地目 上段:登記簿、下段:現況	契約面積 (m <sup>2</sup> )	権利の移転等の態様 ※8	共有持分割合 ※9	対価の額 (円)	地代※10 (年額・円)
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計 筆 (上記を含む届出に係る土地の総筆数)		合計			合計	合計

注)一筆の土地ごとに記載する。全ての筆を記載できない場合は、別途、上記項目について提出すること  
 注)契約書の内容から一筆ごとに各項目を記載できない場合は、現況地目ごと等の単位でまとめて記載(その場合でも、全ての筆について地番等の所在を記載)  
 注)面積、対価の額等を一筆ごと等に記載できない場合は、届出に係るものの合計のみを記載

※8 売買、売買予約、譲渡担保、交換、代物弁済等を記載  
 ※9 共有の場合のみ、届出に係るものを記載  
 ※10 地上権又は賃借権の場合のみ記載

3. 土地の利用目的等に関する事項

単団の区分	区域区分等※11	利用目的(用途、工作物の規模等、当該土地の利用計画を可能な限り詳細に記載)	
<input type="checkbox"/> 単独の届出	<input type="checkbox"/> 市街化区域		
<input type="checkbox"/> 一団の土地(新規)	<input type="checkbox"/> 非線引きの都市計画区域		
<input type="checkbox"/> 一団の土地(継続)	用途地域		
→ 前回の届出年月日	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外		
現在の土地利用の状況		一体的利用を図る一団の土地の総面積	(備考)新たな土地利用に必要な個別法的手続状況等
利用現況の変更 ? 有 ? 無		(うち、今後追加で買い進める予定の面積)	<input type="checkbox"/> 都市計画法 <input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 森林法 <input type="checkbox"/> その他 (手続状況等)

※11 市街化区域及び非線引きの都市計画区域で用途地域が指定されている場合は用途地域を記載

4. 土地に存する工作物等に関する事項

有無	種類・概要・規模・使用年数等	工作物等の解体予定
<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 予定あり <input type="checkbox"/> 予定なし
<input type="checkbox"/> 無		費用負担者 ( )
土地の権利と併せた工作物等の権利移転の有無		工作物等の対価の額(税込円)
<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 信託受益権		円
<input type="checkbox"/> 権利移転なし <input type="checkbox"/> その他		

5. その他参考となるべき事項

--

地方公共団体使用欄

--

## 別紙 2

### 土地売買等届出書記載要領

#### 1 通則

届出書の記載については、「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針」（平成20年11月10日国土利第55号国土交通省土地・水資源局土地利用調整課長通知）のとおりとする。事後届出書については、別紙1「事後届出標準様式」に添付する入力フォームの記載内容に従い、入力欄に入力することとし、記載における留意事項及び川崎市独自の項目は以下の通りとする。

#### 2 留意事項

##### (1) 契約内容に関する事項

ア 契約年月日の欄は、契約日を記載する。予約契約の場合は、その締結年月日を記載する。

イ 氏名の欄は、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。「担当者」の欄には、当事者が法人である場合に実務担当者の氏名を記載する。なお、代理の場合には、本人の氏名は「氏名」の欄に、代理人の氏名は、その旨を記載した上「担当者」の欄に記載するとともに、代理権の所在及びその範囲を証する書面を添付すること。土地に関する権利が、共有に係るものであるときは、代表の者の住所及び氏名を記載するとともに、それぞれの氏名欄に他〇名と記し、別紙に共有者の住所及び氏名を記載する。ただし、共有者の一部がその者に係る共有持分権のみを移転する場合にあっては、当該移転等の当事者となる者についてのみ記載すればよい。

ウ 区分についての欄は、該当するものに印をつける。法人にあたっては、会社等法人番号（商業登記簿に記載の12桁の数字）を記載する（契約の相手方の区分の欄には、記載不要。）。

エ 国籍等についての欄は、法人の場合は、法人設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載する。個人の場合は、パスポート等に記載される国籍等を記載する。なお、重国籍の場合には、全ての国籍を記載する。

オ 代表者の国籍等についての欄は、法人の場合は代表者のパスポート等に記載される国籍等を記載する。なお、重国籍の場合には、全ての国籍を記載する。

カ 「法人」欄中の役員及び議決権保有者についての欄は、議決権を有する者が法人の場合は、法人設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載する。

キ 契約の相手方に関する欄は、上記に準じて記載する。

## （2）土地に関する事項

ア 「地目」欄中の「登記簿」の欄は、登記簿に記載されている田、畑、宅地、山林等の区分により記載する。「現況」の欄には、当該土地の主たる現況地目を上記区分に準じて記載する。

イ 契約面積についての欄は、契約書に記載されている取引面積を記載する。なお、共有持分一部移転の場合には、持分面積を記載する。

ウ 対価の額についての欄は、一筆ごとの取引価格を記載する。一筆ごとの記載が難しい場合は、合計の欄のみ記載する。

エ 地代についての欄は、地上権又は賃借権の場合のみ権利金、その他の一時金相当額を記載する。

## （3）土地の利用目的等に関する事項

ア 区域区分等についての欄は、該当するものに印をつける。なお、区域が混在する場合には、市街化区域とし、その他参考となるべき事項の欄に残りの区域を記載する。また、用途地域が混在する場合は、いずれかの該当する用途地域を入力したのち、その他参考となるべき事項の欄に残りの地域を記載する。

イ 一体的利用を図る一団の土地の総面積についての欄は、本届出に係る面積を含め記載する。なお、共有持分一部移転の場合には、全体の土地の総面積を記載する。

#### (4) 土地に存する工作物等に関する事項

ア 工作物がある場合は具体的な種類（住宅、工場、倉庫、店舗等）、概要（木造、鉄骨鉄筋コンクリート等）、規模（階数、延床面積）、使用年数等を記載する。木竹については、植栽面積又は本数、樹種（スギ、ヒノキ、カラマツ、マツ、その他針葉樹、その他広葉樹等）を記載する。

#### (5) その他参考となるべき事項

ア 入力内容の補足、参考事項がある場合に記載する。(2) 土地に関する事項の権利の移転等の態様の欄で「その他」を記載した場合は、具体的な態様を記載する。

### 3 事項別記載要領（川崎市独自の項目）

#### 1. 契約内容に関する事項

##### (1) 契約日、契約の種類等

④移転・設定する具体的な権利の種類：「（例）：現物出資、営業譲渡、入札、持分譲渡等」を追加。

##### (2)届出人である権利取得者（譲受人）

②議決権保有者の国籍等：「※議決権を有する者が法人の場合は、法人設立に当たって準拠した法令を制定した国を記入」を追加。

③共有者の人数（⑩で「有」を選択した場合）：「添付書類一覧シートにある、別紙（共有者記載例）を添付」を追加。

### （3）契約の相手方（譲渡人）

⑩譲渡人の人数（共有者の数）：「添付書類一覧シートにある、別紙（共有者記載例）を添付」を追加。

## 2. 土地に関する事項

### （2）土地の情報

⑩契約面積（㎡）：「※共有持分一部移転の場合は、持分面積を記入」を追加。

⑪権利の移転等の態様：「「5.その他参考となるべき事項」欄に態様を記入」を追加。

上記については、二筆目以降の情報も同様。

合計（届出に係るすべての筆の情報）

①届出に係る契約面積の合計（㎡）：「※共有持分一部移転の場合は、持分面積の合計を記入」を追加。

## 3. 土地の利用目的等に関する事項

③利用目的：（例）：「中高層共同住宅（販売用）3棟 延べ面積40,000㎡ 予定戸数500戸（1戸平均80㎡） 付帯施設 幼稚園、分譲商店舗、児童公園」を追加。

④現在の土地利用の状況：「（例）：共同住宅、倉庫等」を追加。

## 4. 土地に存する工作物等に関する事項

②工作物等の種類・概要・規模・使用年数等（①で「有」を選択した場

合) : 「(例) : 共同住宅 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階5階建 合計面積 4,800㎡」を追加。

⑩対価の額の合計(円) : 「(移転した場合で、対価がない場合は「0」円と記載)」を追加。

#### 5. その他参考となるべき事項

⑪その他参考となるべき事項 : 「※2.土地に関する事項の「権利の移転等の態様」欄で「その他」を選択された場合は、具体的な態様を記入  
(例) : 「設定」、「譲渡」、「現物出資」、「営業譲渡」、「入札」、「持分譲渡」等」を追加。